



税務Q&A | ふるさと納税(地方自治体に対する寄付金税制)

九州北部税理士会 福岡支部 調査研究委員会 南立 清治

九州北部税理士会 福岡支部 ホームページ <http://www.kyuhokuzei-fukuoka.jp/>

Q 最近マスコミなどで「ふるさと納税」のことが取り上げられていますが、その概要を教えてください。

いわゆる「ふるさと納税」とは、平成20年度個人住民税(道府県民税及び市町村民税)の寄付金税制抜本見直しの一環として創設された地方自治体に対する寄付金税制(税額控除方式)をいいます。

I 趣旨等

個人住民税の納税等に関しては、①地方から都会に転出した者が成長する際に地方が負担した教育や福祉のコストに対する還元の仕事が出来ないか。②都会で生活しているが自分が生まれ育ったふるさとに貢献したい。③自分と関わりの深い地域を応援したい。といった「ふるさと」に関連するさまざまな意見がありました。

これらの意見に対応するため、平成19年に総務大臣の諮問機関「ふるさと納税研究会」が設置され、その報告書を踏まえて、政府税制調査会答申において「納税者が「ふるさと」と考える地方公共団体に対する貢献や応援が可能となる税制上の方策を実現することが求められており、寄付金税制を活用した仕組みについて検討することが必要である。」との指摘を受けて創設されました。

II 住民税額等控除額 (表1参照)

地方自治体に対する寄付金のうち2,000円を越える部分については、

一定の上限まで、原則として次の所得税と居住自治体の住民税が控除されます。

(ア)所得税…(寄付金-2,000円)を所得控除し、所得税率が軽減

(イ)住民税(基本)…(寄付金-2,000円)×10%の税額控除

(ウ)住民税(特例)…(寄付金-2,000円)×(90%-所得税率)の税額控除

全額控除される寄付金額の上限目安(2,000円を除く)としては、給与収入300万円(独身)で16,000円、800万円(同)で71,000円、1,500万円(同)で195,000円です。扶養家族や医療費などの控除がある場合は、この上限目安が下がっていきます。

III 手続き (表2参照)

このふるさと納税による税額控除等を受けるためには、まず、①自分が生まれた故郷や応援したい地方自治体へ寄付申込みを行い、その後

寄付金を送金する。②寄付した地方自治体より寄付金受領書を受取る。③寄付をした翌年に住所地の所轄税務署へ確定申告を行ない、④所得税部分の還付等を受ける。その後は、③'住所地の市町村へ申告の写しが税務署より転送され、④'住所地の個人住民税額が減額される。

IV その他

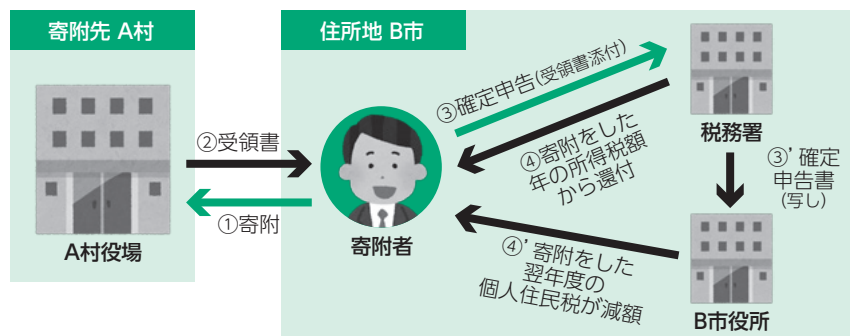
一定額以上の寄付金については、地域の特産品等をお礼として送るところもあり、地方自治体としては、ふるさと納税を入りに観光客誘致や地域振興につなげたいと考えているようです。また、寄付金の用途を細かく指定できる場所もあります。

政府は、平成27年度からこの制度の拡充を図るようですが、住民税の本来の課税根拠は、居住地の行政サービスに対する受益者負担であることを忘れてはなりません。

表1 給与収入500万円 所得税率10%の場合

寄付金額 3万円				自己負担 2,000円
所得税(ア) (所得控除による軽減) 2,800円	個人住民税(イ) (税額控除の基本分) 2,800円	個人住民税(ウ) (税額控除の特例分) 22,400円	所得割の 1割を限度	

表2 ふるさと納税の手続き



総務省HP「ふるさと納税など個人住民税の寄附金税制」より